

7月1日から 福祉医療の受給者証を更新します

福祉医療とは、乳幼児や母子家庭、障害のある方、一定の要件を満たした高齢者などの皆さんの、医療保険診療における自己負担分の一部を県や市で助成する制度です。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061 または 各支所市民福祉係



6月下旬に
新しい受給者証を郵送

現在お持ちの「福祉医療費受給者証」(サーモンピンク色)の有効期限は、6月30日(月)です。

審査の結果、引き続き受給資格のある方には、6月下旬に新しい受給者証(淡い青色)を郵送します。7月からは、新しい受給者証を健康保険証と一緒に医療機関などに提示してください。

また、所得制限などで該当しなくなった方には、非該当の通知を郵送します。



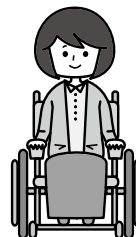
新たに受給資格を
有する方へ

次の方は、新たに受給資格を有しますので、国保窓口で申し込みください。

- ① 昨年まで所得制限などで非該当となっていたが、7月1日から該当する方
- ② 他市町から転入して、まだ申込み手続きが済んでいない方

- ③ その他、受給資格要件を満たしているが申込みがまだの方

※申込み手続きには、印鑑、健康保険証等が必要です。



所得課税証明書の
提出が必要な方

次に該当する方は、平成26年度所得課税証明書(平成25年の所得)の提出が必要です。

- ① 対象者の扶養義務者が市外に在住している場合：扶養義務者の平成26年度所得課税証明書が必要
- ② 平成26年1月2日以降に市内に転入した方：本人、配偶者、扶養義務者の平成26年度所得課税証明書が必要

※福祉医療制度の受給資格審査は、平成25年中の所得額が必要です。申告していない方は、早急に税務課で申告してください。



《福祉医療制度の対象者・所得制限》

福祉医療名	対象者	所得制限(平成25年中の所得)
老人医療	65～69歳の方	世帯員全員が市民税非課税で、対象者本人が年金収入を加えた所得80万円以下の方
乳幼児等医療	小学3年生以下	本人や扶養義務者等の市民税所得割の合計額が23万5千円未満(乳幼児等医療の0歳児は所得制限なし)(注1)
こども医療	小学4～6年生、中学生	
重度障害者医療	・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	
高齢重度障害者医療	重度障害者医療の資格要件を満たす後期高齢者医療制度の被保険者	児童扶養手当が全部支給(満額支給)される方 低所得者(注2)は、一部支給基準内であれば対象となります。
母子家庭等医療	・ひとり親家庭の父・母などと18歳以下の子 ・遺児(両親のいない18歳以下の子) ※20歳以下で次の①～④に該当する子も対象 ①高等学校・中等教育学校・特別支援学校に在学中の方 ②高等専門学校に在学し、第3学年の課程を修了するまでの方 ③専修学校の高等課程に在学中の方(高等学校卒業者を除く) ④外国人学校に在学中の方	

注1…住宅借入金等特別税額控除および寄附金税額控除適用前の市民税所得割額から、16歳未満の扶養親族1人につき20,130円、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき7,320円を控除して計算

注2…所得制限基準の判定対象となる方の全員が市民税非課税者で、年金収入を加えた所得が80万円以下の方

いづも医療一部負担金

◇外来 2割負担

◇入院 無料

自己負担の注意点

- ① 検診・予防接種など健康保険適用外の費用や、入院時の差額ベッド代・食事代・文書料等は助成対象外です。
- ② 小・中学校、保育園または幼稚園等だけがなどをし、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度で医療費の給付を受けることができる場合は、助成対象外です。
- ③ 他の公費負担医療の給付を受けた場合は、助成対象外です。
- ④ 兵庫県外の保険医療機関等では福祉医療費受給者証が使用できません。健康保険証のみで受診後、国保窓口申し込むと（領収書等を添付）、助成を受けることができます。

届け出のお願い

転居、転出、世帯構成の異動、修正申告などがあった場合は、受給資格が変わる可能性があるため、届け出が必要です。



《福祉医療(こども・老人医療を除く)の一部負担金》

医療名	区分	一般	低所得者
乳幼児等	外来	800円	600円
	入院	無料	無料
重度障害者 高齢重度障害者	外来	600円	400円
	入院	2,400円	1,600円
母子家庭等	外来	800円	400円
	入院	3,200円	1,600円

医療機関・薬局の窓口での支払いは、表に掲げる一部負担金が限度となります。

◇外来…一医療機関・薬局ごとに、1日に負担する限度額で、月2回までの負担

◇入院…1割負担で、1カ月における負担限度額は表のとおり

※中学生以下の入院…無料（母子家庭等および重度障害者医療の場合は、医療機関で入院代を支払った後に申込みをすると、負担した金額の全額を払い戻し）

※低所得者…所得制限基準の判定対象となる方の全員が市民税非課税者で、年金収入を加えた所得が80万円以下の方

《老人医療の負担割合と限度額》

対象	区分	自己負担割合	負担限度月額	
誕生日が昭和24年7月1日以降の方	Ⅰ	2割	外来	8,000円
			入院等	15,000円
	Ⅱ	2割	外来	12,000円
			入院等	35,400円
誕生日が昭和24年6月30日以前の方	Ⅰ	1割	外来	8,000円
			入院等	15,000円
	Ⅱ	2割	外来	12,000円
			入院等	24,600円

区分Ⅰ…世帯員全員が市民税非課税であり、かつ、その世帯員全員の所得がない場合

区分Ⅱ…世帯員全員が市民税非課税であり、かつ、対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の場合

※医療費の自己負担額が表を上回った場合、申込みにより、限度額を超える分を高額医療費として支給

《日時および会場》

月 日	時 間	地域	会 場
7月9日(水)	午後7時30分～9時	日高	清滝地区公民館
7月10日(木)	午後7時30分～9時	豊岡	五荘地区公民館
7月11日(金)	午後7時30分～9時	日高	三方地区公民館
7月12日(土)	午前10時～11時30分	豊岡	三江地区公民館
7月12日(土)	午後1時30分～3時	豊岡	豊岡地区公民館
7月14日(月)	午後7時30分～9時	豊岡	八条地区公民館
7月16日(水)	午後7時30分～9時	豊岡	港地区公民館
7月17日(木)	午後7時30分～9時	豊岡	田鶴野地区公民館
7月23日(水)	午後7時30分～9時	豊岡	新田地区公民館
7月24日(木)	午後7時30分～9時	豊岡	奈佐地区公民館
7月25日(金)	午後7時30分～9時	豊岡	神美地区公民館
7月31日(木)	午後7時30分～9時	日高	日高農村環境改善センター

市民と市長の座談会

「みんなで語ろう 私たちの歩むまち」

市では、基本構想で定めた目指すまちの将来像「コウノトリ悠然と舞う ふるさと」の実現に向け、さまざまな施策を展開しています。

◆内容 市長が市政を分かりやすく説明、意見交換



特に、各地で少子高齢化が進み、地域力が弱まりつつある中、現在、「新しい地域コミュニティのあり方」の検討に力を注いでいるところや地域で頑張っていることや地域の悩みを話し合い、一緒にまちづくりを考えてみませ

◆参加対象 市民
◆参加方法 事前申込み不要
◆一時保育 利用日の一週間で申し込んでください。
《問合せ》秘書広報課
23-11114